エネルギー機構の特権及び免除に関する協定イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合

	する意思を確認したので、
締約者が、二千六年五月二十四日にブリュッセルで開催されたイーター閣僚会議においてこの協定を締結	締約者が、二千六年
ことであるので、	容及び範囲を定めることであるので、
この協定の目的が、イーター協定第十二条の規定に従って、この協定の締約者のために特権及び免除の内	この協定の目的が、
Ç	とを要請しているので、
という。)第十二条が、その締約者に対して特権及び免除を実施するための措置をとるこ	「イーター協定」とい
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定(以下	イーター事業の共同
大韓民国政府及びロシア連邦政府(以下「締約者」という。)は、	府、大韓民国政府及び
(以下「ユーラトム」という。)、中華人民共和国政府、インド共和国政府、日本国政	欧州原子力共同体
協定	協定 イーター事業の

	第一条
1	イーター国際核融合エネルギー機構(以下「イーター機構」という。)は、イーター協定第五条の規定
1-	に従って、国際法上の法人格(国又は国際機関と協定を締結する能力を含む。)を有する。
2	イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において次の事項を含む必要な法律上の能
_ <b>_</b> _	力を有する。
$\langle \rangle$	(a) 契約を締結すること。
(1)	() 財産を取得し、保有し、及び処分すること。
	(c) 許可を取得すること。
(1)	(d) 訴えを提起すること。
	第二条
,	イーター機構の建物及び構内は、不可侵とする。
	第三条
,	イーター機構の公文書及び書類は、不可侵とする。

\_\_\_\_

<ul><li>(a) イーター機構が明示的に当該免除を放棄する特定の事例</li></ul>	び差押えを免除される。ただし、次のものについては、この限りでない。	2 イーター機構の財産及び資産は、いずれの場所にあるかを問わず、あらゆる形式の徴発、没収、収用及	ら生ずる場合に限る。	押えが、それが執行される国の領域内において有効な規則に従った最終的かつ執行可能な法的な決定か	(d) イーター機構の職員の債務のために執行されるイーター機構の職員の給料の差押え。ただし、当該差	(c) 第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁定の執行	から生ずる損害について第三者の提起する民事訴訟又はこれらの自動車に係る交通犯罪	(b) イーター機構が所有し、若しくはイーター機構のために運行される自動車により引き起こされる事故	<ul><li>(a) イーター機構が明示的に当該免除を放棄する特定の事例</li></ul>	の限りでない。	1 イーター機構は、裁判権からの免除及び強制執行の免除を享受する。ただし、次のものについては、こ
---	-----------------------------------	--	------------	--	---	------------------------------	---	---	---	---------	--

 $\equiv$ 

第四条

<ul><li>(b) 1(b)に規定する民事訴訟</li></ul>
c) 第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁定の執行
3 イーター機構は、あらゆる形式の行政上の強制及び暫定的な司法上の強制を免除される。ただし、イー
ター機構が明示的に当該免除を放棄する特定の事例及び次のものに関連し、又は次のものに関して必要と
される強制については、この限りでない。
(a) イーター機構が所有し、又はイーター機構のために運行される自動車に係る事故の防止及び調査
(b) 第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁定の執行
第五条
1 イーター機構並びにその財産及び収入については、イーター機構の公的な活動の範囲内において直接税
を免除される。
2 締約者は、イーター機構の公的な活動の遂行のために真に必要な物品又は役務がイーター機構によって
又はイーター機構のために購入され、又は使用される場合において、当該物品又は役務の価格の一部とし
て税が含まれるときは、可能な限り、当該税を免除し、又は還付するために適当な措置をとる。

	第六条
1	イーター機構の公的な活動のためにイーター機構によって又はイーター機構のために輸入され、又は輸
Щ	出される物品については、すべての関税その他の税を免除される。イーター機構がイーター機構の公的な
活	動のために輸入し、又は輸出する物品については、イーター協定の第十四条及び第二十条に規定する法
令	·及び政策に適合する禁止又は制限である場合を除くほか、輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除さ
れ	ວ <sub>ິ</sub>
2	前条に規定する免除によって利益を受けた物品又は1の規定に基づいて輸入された物品は、免除を認め
<i>t</i> -	た締約者が定める条件に従う場合を除くほか、売却し、又は譲渡してはならない。
	第七条
1	前二条の規定の適用上、イーター機構の公的な活動は、その運営上の活動(イーター機構が設けるいか
な	る社会保障制度に関連する業務も含む。)及びイーター協定に定めるイーター機構の目的を達成するた
め	に実施される活動を含む。
2	前二条の規定は、公益事業の使用料にすぎない税については、適用しない。

Ŧī.

第八条
イーター機構の職員の一身上の便宜のために購入され、若しくは輸入される物品又はこのために提供され
る役務については、第五条及び第六条の規定に基づく免除は、与えられない。
第九条
イーター機構が送付し、又はイーター機構に送付される出版物その他の資料の配布については、いかなる
方法によっても制限してはならない。ただし、このことは、イーター協定の第十四条及び第二十条に規定す
る法令及び政策の適用を妨げるものではない。
第十条
1 イーター機構は、いかなる種類の資金、通貨、現金又は有価証券も受領し、及び保持することができ
る。イーター機構は、イーター協定に規定するあらゆる目的のためにそれらを自由に処分し、及びイー
ター機構の義務を履行するために必要な範囲内でいかなる通貨の勘定も保持することができる。
2 イーター機構は、1に規定する権利を行使するに当たって、いずれの加盟者が行ういかなる申入れに対
しても、イーター機構の利益を害することなくこの申入れを実施することができると考える限り、妥当な

考慮を払う。
第十一条
1 イーター機構は、その公用通信及びすべての書類の移送に関し、各締約者が他の国際機関に与える待遇
よりも不利でない待遇を享受する。
2 イーター機構の公用通信は、通信手段のいかんを問わず、検閲してはならない。
第十二条
締約者は、イーター機構の職員について、その領域への入国、その領域における滞在又はその領域からの
出国を容易にするためにすべての適当な措置をとる。
第十三条
1 締約者の代表は、代表としての任務の遂行中及びイーター機構が招集する会合地への往復の旅行中、次
の特権及び免除を享受する。
(a) 逮捕及び抑留並びに手荷物の押収の免除
(b) 締約者の代表が任務の遂行上行った行為(口頭及び書面による陳述を含む。)についての裁判権から

七

なくこれを放棄することができると認める場合には、イーター協定第十二条の規定に従って、その代表の	
き続き享受することが正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除が与えられる目的を害すること	
する任務の遂行における完全な独立を確保するために締約者の代表に与えられる。各締約者は、免除を引	
2 特権及び免除は、締約者の代表の一身上の便宜のために与えられるものではなく、イーター機構に関連	0
(g) 手荷物に関し、外交官に与えられる通関の便益と同一の通関の便益	
と同一の便益	
(f) 通貨及び為替の制限に係る事項に関し、一時的な公的任務を有する外国政府の代表に与えられる便益	
<ul><li>(e) 自己及び配偶者に関し、出入国を制限する措置及び外国人登録手続の免除</li></ul>	
<ul><li>(d) 特別の伝書使又は封印袋によって文書又は信書を接受する権利</li></ul>	
(c) すべての公用の書類及び文書の不可侵	
いては、この限りでない。	
車に係る交通犯罪又は締約者の代表が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こされる損害につ	
の免除(この免除は、当該代表の任務の終了の後も与えられる。)。ただし、締約者の代表が犯す自動	

免除を放棄する。
第十四条
イーター機構の職員は、次の特権及び免除を享受する。
(a) イーター機構の職員が任務の遂行上行った行為(口頭及び書面によ)
権からの免除(この免除は、当該職員がイーター機構の職員でなくなった後も与えられる。)。
し、イーター機構の職員が犯す自動車に係る交通犯罪又はイーター機
する自動車により引き起こされる損害については、この限りでない。
(b) 兵役に関するすべての義務の免除
(c) すべての公用の書類及び文書の不可侵
(d) 出入国を制限する措置及び外国人登録を規律する措置の免除に関
る便益と同一の便益(この便益は、イーター機構の職員の家族の構成員であって当該職員の世帯に属す
るものに対しても与えられる。)
(e) 為替規制に関し、国際機関の職員に与えられる特権と同一の特権

九

(f) 国際的な危機の場合に外交官に与えられる帰国の便益と同一の帰国の便益(この便益は、イーター機
構の職員の家族の構成員であって当該職員の世帯に属するものに対しても与えられる。)
(g) 関係国に最初に赴任する際に家具及び身回品を無税で輸入する権利並びに当該国における任務の終了
の際に当該家具及び身回品を無税で輸出する権利。ただし、いずれの場合においても、自国の領域内に
おいて当該権利が行使される国が必要と認める条件に従う。
第十五条
前条に規定する特権及び免除のほか、イーター機構の事務局長及び事務局長の職が空席の場合には事務局
長に代わって行動するように命じられた者は、同等の地位にある外交官に与えられる特権及び免除を享受す
る。 ろ。
第十六条
専門家は、イーター機構に関連する任務又はイーター機構のための任務を遂行するに当たって、任務の遂
行上及び任務の期間中行われる旅行の間を含めて、その任務を遂行するために必要な範囲内で、次の特権及
び免除を享受する。

 $\bigcirc$ 

適用しない。
2 1の規定は、イーター機構が事務局長及び職員であった者に支払う保険年金及び退職年金については、
て課する税の額を算定するためにこれらの給料及び手当を考慮に入れる権利を留保する。
ター機構の利益のために課される賦課金の対象である場合に限る。締約者は、他の源泉からの所得に対し
1 イーター機構が支払う給料及び手当は、所得税を免除される。ただし、これらの給料及び手当がイー
第十七条
便益と同一の便益
⑦ 通貨及び為替の規制並びに手荷物に関し、一時的な公的任務を有する外国政府の公務員に与えられる
(b) すべての公用の書類及び文書の不可侵
される損害については、この限りでない。
し、専門家が犯す自動車に係る交通犯罪又は専門家が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こ
(この免除は、当該専門家がイーター機構のための任務の遂行を終了した後も与えられる。)。ただ
(a) 専門家が任務の遂行上行った行為(口頭及び書面による陳述を含む。)についての裁判権からの免除

\_\_\_\_

第十八条
第十四条及び前条の規定は、イーター機構の職員規則が適用されるすべての種類の職員について適用す
る。イーター機構の理事会(以下「理事会」という。)は、第十六条の規定が適用される専門家の種類を決
定する。この条に規定する職員及び専門家の氏名、肩書及び住所は、イーター機構の加盟者に随時通報す
వ్రం
第十九条
イーター機構が独自の社会保障制度を設ける場合には、イーター機構、事務局長及び職員は、締約者又は
接受国と締結する取決めに従って、締約者又は接受国の社会保障機関に対するすべての強制的な拠出を免除
される。
第二十条
締約者は、自国民又はイーター機構の職員の地位に就く時に締約者に通常居住する者に対し、第十三条、
第十四条し及びしからぼまで、第十五条、第十六条に並びに前条に規定する特権及び免除を与えることを義
務付けられない。

\_\_\_\_` \_\_\_`

第二十一条
1 この協定に定める特権及び免除は、イーター機構の事務局長、職員及び専門家の一身上の便宜のために
与えられるものではなく、イーター機構の任務が阻害されないこと並びに特権及び免除を与えられる者が
完全に独立していることをあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。
2 理事会は、免除を引き続き享受することが正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄が
イーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと認める場合には、イーター協定第十二条の規定に
従って、いかなる関連する免除も放棄する。
第二十二条
イーター機構は、裁判の正当な運営を容易にし、警察法令、公衆の衛生及び安全、許可制度、環境保護、
労働監督に関する法令その他これらに類する国内法令の遵守を確保し、並びにこの協定に定める特権及び免
除のいかなる濫用も防止するため、締約者及びイーター協定第一条2に規定する接受国の権限のある当局と
常に協力する。この条に規定する協力のための手続は、本部協定及び現地事務所に関する協定又は補足的な
協定で定めることができる。

第二十三条
1 イーター機構は、書面による契約(職員規則に従って締結する契約を除く。)を締結する場合には、仲
裁について規定することができる。仲裁条項又は仲裁のために締結する特別な取決めは、適用可能な法令
及び仲裁人が仲裁を行う国を特定する。
2 仲裁裁定の執行については、自国の領域内において裁定が執行される国で有効な規則によって規律す
న్ం
第二十四条
この協定は、ユーラトムを設立する条約に従って、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協
定は、当該条約その他の関連する協定に従って、十分に関係を有する第三国としてユーラトムの核融合計画
に参加するブルガリア共和国、ルーマニア及びスイス連邦に適用する。
第二十五条
1 この協定は、それぞれの署名者の手続に従って、批准し、受諾し、又は承認されなければならない。
2 この協定は、中華人民共和国、ユーラトム、インド共和国、日本国、大韓民国及びロシア連邦によるこ

を目的として、当該問題の性質を討議するために会合する。
第二十九条
1 この協定の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。
2 この協定の原本は、寄託者に寄託される。寄託者は、この協定の認証謄本を署名者に送付し、並びに国
際連合憲章第百二条の規定に従い登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。
3 寄託者は、すべての署名者並びに加入する国及び国際機関に対し、次の事項を通報する。
(a) それぞれの批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日
(b) この協定の効力発生の日
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。
二千六年十一月二十一日にパリで、英語により原本一通を作成した。

\_\_\_ \_\_\_

日本国政府のために	アニル・カコドカールインド共和国政府のために	中華人民共和国政府のために	ヤネス・ポトチュニック欧州原子力共同体のために
-----------	------------------------	---------------	-------------------------

金 雨 植

八

ロシア連邦政府のために

トラヴィン、ウラジーミル・ヴァレンチノヴィッチ